

役割分担の現状と道州制下で想定できるあり方（具体的な事例：道路、教育、国際観光振興）

	第28次地方制度調査会 第24回専門小委員会資料 (H17.6.27)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18.6)
道路	<p> 現行（道路の管理） 国：高速自動車国道の設置・管理、一般国道(指定区間)の管理 都道府県：一般国道(指定区間外)の管理、都道府県道の管理 市町村：市町村道の管理 *国、都道府県、市町村が対象を分担して実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 国：高速自動車国道(基幹的なもの)の設置・管理、一般国道(基幹的なもの)の管理 都道府県：高速自動車国道の設置・管理、一般国道と都道府県道の管理(広域) 市町村：一般国道と都道府県道の管理(地域完結)、市町村道の管理 *基幹的なネットワークに係るもののみを国が実施し、その他は地方。 *2以上の市町村にわたるネットワークに係るものを道州が実施し、その他は市町村が実施する。 </p>	<p> 広域行政課題の例として 広域的な交通・物流・社会資本整備（道路など） 広域自治体が担う事務のイメージ 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置管理（一般国道等） 道州制導入のメリットに関する具体例 ①総合交通ネットワークの形成（国と地方自治体に、実施主体が分かれており総合的な取り組みに欠けている。道州制の導入により、地域の交通需要等の実態に応じた総合的な交通ネットワークの形成が可能に。） ②都道府県間道路の整備（県間道路の整備については、両県間の進捗度に開きがあり、早期に事業効果を発揮できない例がある。道州制の導入により、国道県道を含めた全体整備に関する事業の優先度が調整され、県境道路についても一体的な整備が促進される。） ③道路の利便性の向上（道州制の導入により一般国道の管理が移管され、道路情報の一元化な提供や、除雪作業などを地域内で一体的・計画的に行うことが可能になる。） </p>
教育	<p> 現行（義務教育） 国：学級編成、教職員定数の標準の決定 都道府県：学級編成、教職員定数の決定、教職員の任免・給与の決定 市町村：公立小中学校の設置・管理 *国、都道府県、市町村が重層的に実施 ↓ 道州制導入時のイメージ・考え方 国：学級編成、教職員定数の標準の決定 市町村：学級編成、教職員定数の決定、公立小中学校の設置・管理、教職員の任免・給与の決定 *国と地方が重層的に実施するが、地方は市町村のみが実施 現行（高等学校教育） 都道府県：公立高等学校の設置・管理 市町村：公立高等学校の設置・管理 </p>	

	第 28 次地方制度調査会 第 24 回専門小委員会資料 (H17. 6. 27)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (H18. 6)
教育 (つづき)	<p>*地方のみが実施。都道府県と市町村が重複して実施</p> <p>↓</p> <p>道州制導入時のイメージ・考え方</p> <p>都道府県：公立高等学校の設置・管理 (補完)</p> <p>市町村：公立高等学校の設置・管理 (原則)</p> <p>*地方のみが実施。道州と市町村が重複して実施</p>	
観光振興	<p>現行 (旅行業の登録)</p> <p>国：外国旅行取扱業者に係る登録</p> <p>都道府県：国内旅行のみ取扱業者に係る登録</p> <p>*国と都道府県が対象を分担して実施</p> <p>↓</p> <p>道州制導入時のイメージ・考え方</p> <p>道州：旅行業の登録</p> <p>*道州のみが実施</p> <p>現行 (ホテル及び旅館の登録)</p> <p>国：ホテル及び旅館の登録</p> <p>*国のみが実施</p> <p>↓</p> <p>道州制導入時のイメージ・考え方</p> <p>道州：ホテル及び旅館の登録</p> <p>*道州のみが実施</p>	<p>広域行政課題の例として</p> <p>国際観光振興 (外国に対する誘客活動など)</p> <p>広域自治体が担う事務のイメージ</p> <p>観光の基本方針の策定</p> <p>道州制導入のメリットに関する具体例</p> <p>広域的な観光のPR (府県にまたがる広域的な観光資源であっても、県内エリアに限定したPRを行っている例が少なくない。道州制の導入により、広域的な観光資源を一体としてPRしやすくなるとともに、海外からの誘客とその他のための条件整備が広域的に実施される。)</p>

〔役割分担の現状と道州制下で想定できるあり方：道路〕

＜現状＞

道路の管理内容と主体		新設	改築・災害復旧・修繕	維持	その他の管理 (工事を伴うもの)	その他の管理 (その他)
高速自動車国道	国	国	国	国	国	国
一般国道 (指定区間)	国	国	国	国	国	国
一般国道 (指定区間外)	都道府県・政令市 又は国	都道府県・政令市 又は国	都道府県・政令市	都道府県・政令市	都道府県・政令市 又は国	都道府県・政令市
都道府県道	都道府県・政令市	都道府県・政令市	都道府県・政令市	都道府県・政令市	都道府県・政令市	都道府県・政令市
市町村道	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村

*道路の管理権限を各高速道路株式会社が行っている場合を含む

道路事業と費用負担

事業主体	事業種別	費用負担の割合	備考	財源
国	直轄事業	国：3/4、2/3、5.5/10 地方：1/4、1/3、4.5/10		一般財源 道路特定財源
地方	通常補助事業 (国庫補助事業)	国：5.5/10、1/2など 地方：4.5/10、1/2など	国の補助金は、国の直轄事業に関連する事業や国家的な事業等に関連する事業に限定。事業箇所ごとに個別に交付。(注)	国：揮発油税、石油ガス税、自動車重量税 地方：自動車重量税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税、自動車取得税
	交付金事業 (地方道路整備臨時交付金事業)	国：5.5/10 地方：4.5/10	地域の身近な緊急の課題に対応する複数の道路整備事業をパッケージにして、一括して交付金を交付。	
	地方単独事業	国：0/10 地方：10/10		

〔国の義務付け・枠付け、関与の例〕

- 道路構造令 (例：歩道の幅員は2m以上。歩行者が多い場合は3.5m以上 など)
- 一般国道 (指定区間外) の新設、改築の国土交通大臣の認可
- 都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大臣への協議 など
- [道路整備のための広域連携の例]
- 近畿地区幹線道路協議会 (都市高速道路や国道、都道府県道等の各整備計画間の調整)
- 都市再生環状道路整備促進委員会 (大阪都市再生環状道路の整備促進)
- 阪奈振興連絡協議会 (道路を含む大阪府・奈良県間にまたがる計画の調整及び事業の実施促進)
- 阪和開発連絡協議会 (道路を含む大阪府・和歌山県間にまたがる計画の調整及び事業の実施促進) など

現状における課題・デメリット

- 管理主体と費用負担の主体およびその割合が複雑に入り組んでおり、住民にとって受益と負担の関係が非常に分かりにくいものとなっている。
- 国、府県、市町村、阪神高速道路線、西日本高速道路線など圏域内に複数の整備主体が存在し、それぞれの整備優先度や財政状況等に違いが生じていることから、必ずしも関西全体を見据えた効率的なネットワーク整備となっていない。特に府県間道路においては、隣県との進捗度の相違が課題となっている。
- ひとつの市町村のなかに複数の管理主体が存在することにより、同じ市町村内であるに関わらず路線や区間によって除雪や街路樹の剪定、舗装修繕等にはばらつきが生じ、住民の理解を得難い状況がある。
- 道路構造令をはじめとした国の義務付け・枠付けや、財源の半ばを国の補助金・交付金に依存していることにより、地方の柔軟で効率的な道路整備が妨げられている。

＜道州制下で想定できるあり方＞

道路の管理主体と費用負担の主体を一致させる		管理権限	費用負担
高速自動車国道	国	国	国
一般国道・都道府県道 (市町村域を越えてネットワークを構成するもの)	道州	道州	道州
一般国道・都道府県道 (市町村内で路線が完結するもの)	市町村	市町村	市町村
市町村道	市町村	市町村	市町村

(注) 原則として空港・港湾へのアクセス道路など一般国道に準じるネットワークを形成する事業や、交通安全対策、電線類地中化、市町村合併支援、国家的プロジェクト関連など国家的見地から支援が必要な事業に限定。

- 圏域内の基幹的なネットワークを構成する道路は道州が管理し、市町村内で路線が完結する国道や都道府県道を含め、そのほかの道路については、大幅に市町村へ権限を移譲することも考えられる。
- 権限の移譲に伴い、十分な財源措置がなされることを前提に、国の補助金・交付金については全て廃止する。また道路特定財源についても見直し、すべてを一般財源化することも考えられる。
- 道路構造令に規定する全国一律の整備基準は、安全確保に必要な最低限のもの (例：通行可能な車両の車体長・重量の上限等) に限定し、道路整備の内容についても地方に大幅に委ねる。

- 道州制の導入によって想定されるメリット
- 圏域の効率的な物流や自立的な経済発展にとって優先度や緊急性の高い路線からの整備が可能になる。
- 省庁ごと、補助金・交付金ごとのメニューから解放され、交通渋滞の解消や自然環境の保全など道路整備以外の行政課題を含め、総合的な行政を計画的・一体的に推進することが可能となる。
- 受益と負担の関係が明白となり、住民自らの意思で道路整備の内容とそのため負担について決定することが可能となる。

＜現状＞ 国と地方の役割分担

義務教育 (私学教育の振興助成を除く)	高等学校教育 (私学教育の振興助成を除く)
<p>○国民の教育を受ける権利の保障、教育の機会均等の保障</p> <p>○無償の義務教育の提供</p> <p>○義務教育水準の維持・向上</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な基準の設定：学習指導要領、小中学校の設置基準、教員免許の基準、教職員定数や学級編制の標準、人材確保法等 ・義務教育費国庫負担制度：教職員給与費 (1/3 負担)、施設費の国庫負担 (1/2～1/3 負担)、教科書無償配布 ・教育事業の適正な実施のための支援措置：教育内容や学校運営に関する指導、助言等 	<p>○国民の教育を受ける権利の保障、教育の機会均等の保障</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な基準の設定：学習指導要領、高等学校の設置基準、教員免許の基準、教職員定数や学級編制の標準等 ・教育事業の適正な実施のための支援措置：教育内容や学校運営に関する指導、助言等
<p>都道府県</p> <p>○市町村単位では対応困難な広域的な処理を必要とする教育事業の実施、市町村への支援</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内の教職員定数、学級編制基準の設定、(政令市を除く) 市町村立学校教職員の任命 ・県費負担教職員制度：(政令市を除く) 市町村立学校教職員の給与の決定、(政令市を含む) 給与負担 ・都道府県単独措置による専任教員の配置等 ・政令市、中核市以外の県費負担教職員の研修 ・教育事業の適正な実施のための支援措置：教育内容や学校運営に関する指導、助言等 	<p>○高等学校教育の実施</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の設置・管理・運営 ・高等学校教職員の任命・配置・研修 ・市町村立高等学校の設置・廃止等の認可 ・(政令市を除く) 市町村立高等学校定時制課程の教職員の任命、給与の決定・負担
<p>政令市</p> <p>○義務教育の実施</p> <p>下記の市町村の記載に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任命・給与決定・研修 <p>○義務教育の実施</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置・管理・運営 ・教職員の服務監督、研修、教科書採択、生徒指導、学習指導 ・単独の予算措置による教職員の任用 	<p>○高等学校教育の実施</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の設置・管理・運営 ・高等学校教職員の任命・配置・研修
<p>政令市を除く市町村</p> <p>○義務教育の実施</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置・管理・運営 ・教職員の服務監督、研修、教科書採択、生徒指導、学習指導 ・単独の予算措置による教職員の任用 	

他府県への進学者数 (H18年度)

大阪府内公立中学校卒業生	71,147	大阪府内私立高等学校生徒数	82,949	近畿2府4県内私立高等学校生徒数	170,597
うち 進学者数	65,940	うち 大阪府出身者	69,971	うち 出身府県の高校に在籍する者	140,106
そのうち 他府県等への進学者数	2,836 (4%)	うち 他府県出身者	12,978 (18%)	うち 他府県出身者	30,491 (18%)

＜道州制下で想定できるあり方＞

義務教育	高等学校教育
<p>・教職員定数、学級編成の標準の設定</p> <p>・教員免許の基準の設定</p> <p>・学習内容や就学年限など全国的に統一すべき基準の設定</p> <p>・教科書検定</p>	<p>・教職員定数、学級編成の標準の設定</p> <p>・教員免許の基準の設定</p> <p>・学習内容や就学年限など全国的に統一すべき基準の設定</p>
<p>道州</p> <p>・教職員定数、学級編成の決定</p> <p>・教職員の任命、服務基準の設定、給与の決定及び負担</p> <p>・小中学校の設置・管理・運営</p> <p>・国の最低基準に基づく教育内容の決定</p>	<p>・教職員定数、学級編成の決定</p> <p>・教職員の任命、服務基準の設定、給与の決定及び負担</p> <p>・高等学校の設置・管理・運営</p> <p>・国の最低基準に基づく教育内容の決定</p>
<p>市町村</p> <p>・教職員定数、学級編成の決定</p> <p>・教職員の任命、服務基準の設定、給与の決定及び負担</p> <p>・小中学校の設置・管理・運営</p> <p>・国の最低基準に基づく教育内容の決定</p>	

・国の役割を全国的に確保すべき教育水準の確保等に限定し、原則として義務教育に係る権限を市町村に、高等学校教育に係る権限は道州に移譲する。

・国が定める基準も最低限度のものとし、教育内容についても各地方や学校の裁量に大幅に委ねる。

・教育の実施にかかる国庫負担金・補助金ともすべて廃止し、一般財源化する。

現状における課題・デメリット

- 役割分担が重層的になっており、住民にとって必ずしも役割や責任の所在が明白ではない。
- 地方自治体が一貫して総合的に担うという仕組みではないため、国等との連絡調整に時間を要し、それぞれの実施主体の自由な判断を制約し、創意工夫を活かした教育の実施を阻んでいる。
- 学習指導要領をはじめとして、教育内容に国の細かな義務付け・枠付けがあり、地域の実情や生徒の特性などを考慮したより特色のある教育の実施を阻んでいる。
- 補助金申請に係る事務のため非効率な事務遂行を強いられている。
- 近畿地方の私立高等学校において他府県出身者の通学例も多く、公立学校を含めより広い区域のなかで多様な教育機会を提供することを検討することも可能と思われる。

道州制の導入によって想定されるメリット

- 教育の実施主体である市町村や道州が一貫して責任をもって教育を行えるようになり、各学校への地域住民や保護者の意見をより反映することができる。
- 学校とほかの公的施設の併設など、様々な行政課題に総合的に対応できるような学校整備が可能となる。
- 学校や地域が、地域の実情や生徒の発達段階や特性を考慮して、創意工夫を生かした特色ある教育を実施できるようになる。例えば道州レベルでは、広域での通学を前提に、特色ある高等学校を多数設置して多様な教育を提供し、生徒や保護者が自由に学校を選択するという制度も考えられる。また道州によっては、高等学校教育のほとんどを私学に委ねるようなケースもあり得る。

〔役割分担の現状と道州制下で想定できるあり方：国際観光振興〕

＜現状＞ 国と地方の役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業の登録 (第1種旅行業) ・ 国際観光ホテルの登録 ・ 通訳案内士試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際観光振興については、国際観光ホテルの登録や通訳案内士試験などを除き、法律上、明確な実施主体が決まっていない。 ○ 国、都道府県、市町村とも観光情報の提供や観光見本市への出展、旅行者やマスコミなどを対象としたプラットフォームなどの事業にそれぞれ取り組んでいる。 ○ 現在、国では「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致の実現」を目標に、「ピジット・ジャパン・キャンペーン」に取り組んでいる。具体的には以下の事業が行われているが、なかには地方への新たな義務付け・枠付けを行うような例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光リネンズ補助制度 ▶ 公共交通機関における外国語等による情報提供 (公共交通事業者等に外国語による情報提供の促進を求める) ▶ 地域観光マーケティング推進スキーム (新しい観光素材発掘のためのマニエールの配布、セミナー等の開催) ▶ ホテル・旅館業に対する貸付け など
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業の登録 (第2種、第3種旅行業、旅行者代理業) ・ 通訳案内士の登録 	
市町村		

＜道州制下で想定できるあり方＞

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興のための基本法を制定 ・ 案内表示のための記号、外国語標記の統一様式など全国的に統一することが望ましいものについて基準を設定
道州	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際観光ホテルの登録、通訳案内士試験の実施等 道州内の観光客受入施設の水準向上のための施策を実施。 ・ 圏域内の観光振興事業について、道州が一元的に実施、海外におけるプロモーションについては、道州が共同機関を設置して行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村区画内での観光振興事業に純化 (外国人を含む到着観光客への情報提供、文化施策や自然保護施策等を通じた観光振興)

〔観光リネンズ補助制度〕

* 「外国人観光客の来訪が地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客来訪促進法) に沿う制度 (平成17年度～)

補助のスキーム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県：「外客来訪促進計画」の策定 (外客来訪促進法上は義務付けられたものではないが、補助の要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定のためには、関係市町村との協議、国土交通大臣との協議・同意が必要 2. 市町村：「地域観光振興計画」の策定 (外客来訪促進法上は義務付けられたものではないが、補助の要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定できるのは、都道府県の定めた外客来訪促進計画の区域内にある市町村 ・ 策定のためには、関係都道府県との協議が必要。また策定後に国土交通大臣に送付。 3. NPO法人等：①「地域観光振興事業構想」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業構想の送付は地域観光振興計画を策定した市町村の認定が必要
平成19年度予算	2. 9億円 補助率 40% (採択件数は10件を予定)

現状における課題・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令上、役割分担が一の主体に専属されておらず、国と地方が行う観光振興事業が重複している。 ○ ピジット・ジャパン・キャンペーンに関する国の施策においては、地方に新たな義務付け・枠付けを行うような例がある ○ 地方においても、都道府県間の境界、都道府県と政令市の境界が壁となり、旅行者のニーズにあった魅力的なルート案の設定などが出来ていない。 ○ 自然公園、伝統的な建造物群、文化・芸能など重要な観光資源にかかる係る施策は、国の省庁による縦割りとなっており、総合的・統一的な観光振興施策の実施を妨げている。 ○ 関西においては、旧関西広域連携協議会 (K0) などを通じ府県域を越える広域連携も行われてきたが、府県間の公平を図るあまり、メリハリの効いたルート設定等ができなかったとの反省がある。 	道州制の導入によって想定されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域内の観光資源を有機的に結びつけ、外国人観光客の視点から真に魅力的なルートや企画の設定など、効率的な観光振興が可能となる。 ○ 自然公園、伝統的な建造物群の保存、文化・芸能など重要な観光資源にかかるその他の施策とあわせ、道州が総合的・統一的な観光振興施策に取り組むことができる。
----------------	--	---------------------	---

(出典：外客来訪促進法、愛知県分権時代における県の在り方検討委員会・道州制特別チーム「平成17年度研究報告書」、国土交通省ホームページなどから作成)